

出合小学校いじめ防止基本方針

平成30年5月7日改訂

1 いじめとは

(1) いじめの定義と認知

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（法第2条第1項）

※「学校」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。

※「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

※「保護者」とは、親権を行う者（親権者がいない場合は、未成年後見人）をいう。

※「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人的関係を指す。

※「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。

- 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。
- 法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が、限定して解釈されることのないよう努めることが必要である（本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして、慎重に確認する必要がある）。
- いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、第22条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用し、いじめられた児童生徒の主観を確認する際に、行為の起こったときのいじめられた児童生徒本人や周辺の状況等を客観的に確認することが必要である。
- 外見的にはけんかのように見えることでも、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目したいじめに該当するか否かを判断する。
- インターネット上で悪口を書かれた児童生徒が、そのことを知らずにいるような場合など、行為の対象となる児童生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った児童生徒に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応が必要である。
- 好意から行った行為が意図せずに相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し教員の指導に寄らずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど柔軟な対応による対処も可能である。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事案を法第22条の学校いじめ対策組織へ情報共有することは必要となる。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

これらの「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

(2) いじめの問題に対する基本認識

国立教育政策研究所によるいじめ追跡調査の結果^①によれば、「暴力を伴わないいじめ（「仲間はずれ・無視・陰口」）」について、小学校4年生から中学校3年生までの6年間で、被害経験を全く持たなかった児童生徒は1割程度、加害経験を全く持たなかった児童生徒も1割程度であり、多くの児童生徒が入れ替わり被害や加害を経験していることが指摘されている。

このように、いじめは、特定の”いじめっ子”や”いじめられっ子”だけの問題でなく、多くの児童生徒が入れ替わりながらいじめに巻き込まれており、どの児童生徒にも、どの学校でも起こりうるものである。

また、「暴力を伴わないいじめ」は、「目に見えにくい」ことも多く、発見することが困難であることを強く自覚しながら指導することが必要である。些細な事柄から深刻な事態へとエスカレートしないような状況をつくることも求められる。「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり、多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせうるものである。

いじめが発生している集団は、「四層構造」となっている。いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、当事者を取り巻く周りの児童生徒は、さらに2層に分かれる。一つは、周りではやし立てて面白がっている児童生徒（観衆）であり、もう一つは、見て見ぬふりをして暗黙の了解を与えている児童生徒（傍観者）である。

さらに、森田洋二氏は、この関係について、次のように指摘^②をしている。

「周りで見ている子どもたちのなかから、「仲裁者」が現われる、或いは直接止めに入らなくても否定的な反応を示せば、「いじめる子」への抑止力となる。（中略）逆に、周りの子どもたちが面白がったり、見て見ぬふりをしたりしていれば、「いじめる子」は凶に乗る。」

また、「見て見ぬふりをする背景には、他者の抱えている問題への無関心さ、自分が被害者になることへの恐れ、優勢な力に対する従順さ、集団への同調思考などが横たわっており、この層の大部分は、実際には、いじめを抑止する力とはなりえない。傍観者的な態度は、かえって、いじめている子供を支持する存在となる。」

したがって、いじめに関する当事者だけでなく、はやし立てたり面白がったりする「観衆」

や、見て知らぬふりを装い一時的に人間関係を断っている「傍観者」の存在、また学級や部活動等の所属集団の構造上の問題（例えば、無秩序制や閉塞性）にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成されるようにする必要がある。

以上のことなどを踏まえ、次のいじめ問題に対する基本認識に立ち、いじめの防止等に対する取組に努めていく必要がある。

- いじめは、どの児童生徒にも、どの学校でも起こりうるものである。
- いじめは、人権侵害であり、人として決して許されない行為である。
- いじめは、目に見えにくいものも多く、発見することが困難であることを強く自覚しながら指導することが必要である。
- いじめは、いじめられている児童生徒の立場に立った親身の指導が必要である。
- いじめは、当事者間の問題だけではなく、所属する集団に関わる問題である。
- いじめは、家庭教育の在り方に大きな関わりを有している。
- いじめの問題は、教師の児童生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
- いじめの問題は、社会の問題であり、家庭・学校・地域など全ての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって真剣に取り組むことが必要である。

① 平成25年7月 国立教育研究所 生徒指導・進路指導研究センター「いじめ追跡調査2010-2012 いじめQ&A」

② 森田洋二『いじめとは何か』中公新書 2010年

2 いじめ防止について

(1) 未然防止について

- 教職員の資質の向上～ 全ての教職員がいじめについての共通理解を図るため、年に数回の研修の場を設ける。
- 学級経営の充実～ ソーシャルスキルトレーニングなどを効果的に実施し、児童の実態を十分把握し、児童理解に努め、しっかり児童と向き合いながらより良い学級経営に努める。
- いじめの問題に対する評価・検証・改善は生徒指導部が行うと共に、各学年と情報共有を図る。
- 道徳教育の充実～道徳の授業を通して、自己肯定感を高め、人権感覚を養う。各学年の道徳の年間計画の中にいじめ防止に関わる内容を学期毎に1つ以上入れる。
- 特別活動の充実～ 児童が主体的かつ意欲的な活動をすることで、他者との協力の大切さを感じ、成し遂げる喜びを体験させる。
- 教育相談の充実～年間3回実施（学期に1回）し、その後「児童理解の会」を全教職員で行い、児童一人一人の理解を深める。事前に児童にアンケート調査を実施し、その内容を参考に面談をする。
- 縦割り班活動の充実～行事や集会活動、掃除などに縦割り班活動を効果的にを行い、協力して活動することの良さや大切さを体感させる。児童同士の思いやりの心情を養う。
- インターネット（携帯電話等も含む）でのトラブル防止～インターネットの活用状況を把握し、児童に情報モラル教育の充実を図る。また、保護者にも連絡し、家庭における指導も願います。外部講師を招聘するなどして、教員や児童・保護者に対する研修を深め、ネットによるいじめの未然防止を図る。

(2) いじめの早期発見について

○いじめの認知力を向上させ、早期発見につなげるため、いじめを3つのレベルに分類する。

【レベル1】 日常的衝突としてのいじめ

社会性を身につける途上にある児童が集団で活動する場合、しばしば見られる日常的衝突の中で、定義に照らし、いじめと認知すべきもの。

【レベル2】 教育課題としてのいじめ

児童間トラブルが、日常的な衝突を超えた段階にまでエスカレートしたもので、学校として個別の生徒指導体制を構築し、継続的に解消に向けた取組を進めたり、経過観察をするなどの組織的対応をとる必要があった（ある）もの。

【レベル3】 重大な事態及び重大事態につながりかねないいじめ

認知したいじめのうち法に定める「重大事態」に該当する、または、いじめに起因して児童の欠席が続いているなど、最終的に「重大事態」に至る可能性のあるもの。

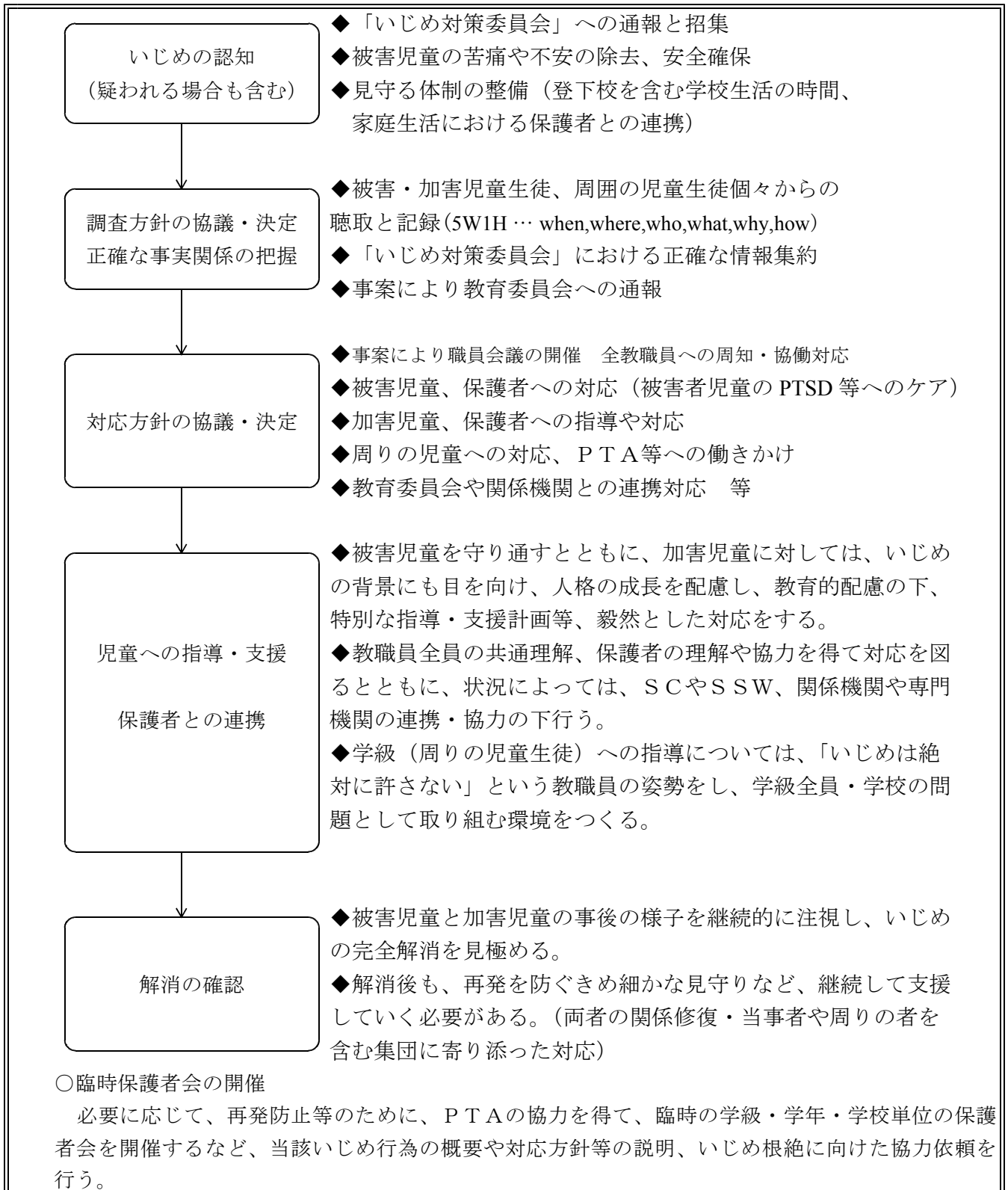
また、いじりと言われる行為について、いじりといじめの境界線は不明瞭であるため、見えないところで被害が発生している可能性も十分に考慮する必要がある。そのため、いじりの背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

- 校内の指導体制の確立～ 生徒指導部を中心に情報を共有し、全ての教職員が関わる連携体制を確立する。教育相談担当、養護教諭が SC 等や専門機関と密接な連携をはかる。
- いじめられている児童のサインを見逃さないための取組～ 毎週実施している「生活アンケート」や山陽小野田市の「生活調査」から児童の実態を把握し、いじめに関わる事案を早急に見つける。また、児童からの相談に対しては、必ず教職員が迅速かつ組織的な対応を徹底する。
- ふれあいの時間を増やす工夫～ 児童とのふれあいの時間を確保することに努めると共に、日々の日記指導や休み時間の交友関係等からいじめの早期発見に努める。
- 家庭や地域との連携～ 学校評価を活用したり、懇談会では学校からの一方的な伝達で終わらないように親の話にしっかり耳を傾けたりする。見守り隊や民生委員との連携も密にする。また、児童が3日以上連続欠席した場合は、いじめとの関連性も視野に入れ、早急に家庭訪問を行う。

(3) いじめに対する対応

○学校に「いじめ対策委員会」(別紙参照)を設置し、いじめが発生したときには、この委員会を中心に早急に対応する。(別紙「いじめ対策委員会」参照)

○基本的な対応の流れ



○いじめ対策委員会の役割

- 学校基本方針に基づく取組の具体的な計画の作成・実践の中核としての役割
- いじめの相談・通報窓口としての役割
- いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動等に係る情報の収集と記録を行い、共有を図る役割
- いじめの疑いに係る情報があった時には、緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有を図り、関係のある児童生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針を定め、関係保護者との連携を図るなど、組織的な実践を進めるための中核としての役割
- 学校基本方針に基づくいじめ防止等の取組について、学校評価等を活用して、PDCAサイクルによる検証等を行い、より実効性のある取組となるよう恒常的な改善を図る中核としての役割

(4) 重大事態への対応

重大事態とは、次に掲げる場合をいう。

- いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき（法第28条）

※「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断し、次のようなケースが想定される。

- ◆ 児童生徒が自殺を企図した場合
- ◆ 身体に重大な傷害を負った場合
- ◆ 金品等に重大な被害を被った場合
- ◆ 精神性の疾患を発症した場合

※「児童等が相当の期間学校を欠席すること」については、不登校の定義を踏まえ年間30日以上を目安とする。但し、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、教育委員会又は学校の判断で、重大事態と認識する。

- 学校は、当該事案が重大事態と判断した場合は、教育委員会を通じて市長へ事態発生について報告する。
- 「いじめられて重大事態に至った」という児童や保護者からの申し立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言しないことに留意する。